

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和4年3月

介護保険計画課

1. 第8期介護保険事業（支援）計画の進捗管理と第9期計画の作成準備について

（1）第8期介護保険事業（支援）計画の進捗管理等について

① 第8期介護保険事業（支援）計画の進捗管理について

地域包括ケアシステムを推進するにあたっては、介護保険事業（支援）計画に係るPDCAサイクルを活用し、地域マネジメントを実行していくことが重要である。

このため、各都道府県及び市町村におかれては、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000340994.pdf>）を参考にして、第8期介護保険事業（支援）計画の進捗状況をしっかりと管理していただきたい。

また、地域包括ケア「見える化」システムの実行管理機能で定期的にサービス見込み量の計画値と実績値との関係を把握することで、翌年度以降の施策の立案や予算編成等に活かしていただきたい。特に、実績値が計画値を下回っている場合には、その要因を分析した上で、単に公募して参入事業者を待つだけでなく、新たな取組を開始するなど、住民に必要なサービス基盤体制が構築できるよう、都道府県と市町村とが一丸となった対応をお願いする。

また、各都道府県及び市町村は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組と目標について、第8期介護保険事業（支援）計画においてもその進捗状況を踏まえて次年度以降の取組に活用することができるよう、その実績を把握していくことが重要である。この関係で令和3年度の取組に対する自己評価結果の都道府県から国への報告は、令和4年3月末を目途に依頼する予定である。

都道府県におかれては、これら管内市町村の進捗状況を適宜把握した上で、必要に応じて適切な支援策を講じるようお願いする。

② 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

地域包括ケアシステムを推進するための介護保険事業計画の進捗管理や計画作成にあたっては、保険者は地域包括ケア「見える化」システム等を活用して地域分析を行い、地域の実情や課題を分析することが重要となる。

このため、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した、給付実績の分析手順や計画作成への活用方法を記した「介護保険事業（支援）計画作成のための地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」（厚

生労働省 HP : <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000169786.html>) を提供しているところであり、各市町村においては、当該手引きを活用して引き続き地域分析を行っていただきたい。

また、地域包括ケアシステムの推進に当たっては、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有していくことが重要である。厚生労働省としては、令和4年3月下旬に予定している地域包括ケア「見える化」システムの12.0次リリースにおいて、システム内の各種データを簡易な操作で情報集約することのできるダッシュボード機能を実装し、住民を含む関係者と介護保険事業の状況を共有する取組を支援することとしている。

③ 都道府県による市町村支援について

各都道府県においても地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、管内市町村の地域課題や地域差を分析し、各市町村の実情に応じた支援を行うことが重要となる。これまでも各市町村への研修やアドバイザー派遣等の支援を実施いただいているところであるが、市町村の取組の底上げのため、各市町村の保険者機能強化推進交付金の評価結果等も参考にしつつ、支援を希望する市町村はもとより、支援が必要と考えられる市町村に対してはプッシュ型支援、伴走型支援についても取り組んでいただくようお願いする。

各自治体における計画の進捗管理の実施状況等の把握のため、令和4年度においても各地方厚生（支）局による都道府県ヒアリングをさせていただき予定（令和4年10月以降）であるので、ご協力をお願いしたい。

（2）第9期介護保険事業（支援）計画の作成準備について

① 作成スケジュールについて

第9期計画の作成に向けたスケジュールについては、第8期計画作成時のスケジュールを勘案すれば下記と考えられ（ただし、第9期に向けた施策の検討状況によっては変更があり得る。）、これに間に合うよう支援ツールを準備することとしている。都道府県・市町村においても第9期計画作成に向けての準備に留意をお願いしたい。

- ・令和4年の夏頃、計画作成に向けた各種調査等に関する説明会の開催
（令和4年秋頃から、各自治体において計画作成に向けた各種調査を実施）
- ・令和5年3月頃、各種調査結果の活用例の提示
- ・令和5年7月頃、第9期計画に関する基本指針（案）の提示。

(その後、各自治体において地域包括ケア「見える化」システムを活用し第9期計画策定に向けた将来推計開始(令和5年度リリース予定))

② 第9期計画作成に向けた調査について

「在宅介護実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」については、第8期計画作成にあたって多くの保険者で実施いただいたところであり、第9期計画作成にあたっても引き続き実施いただきたい。[参考資料1](#)

また、第8期計画では「介護保険事業計画における施策反映のための手引き」厚生労働省(HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000532251.pdf>)の中で、新たに3つの調査(「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」)をお示ししているので、あわせて実施をご検討いただきたい。

なお、令和4年夏頃に調査説明会を開催し、調査の実施方法や調査結果の活用方法をお示しすることとしているが、現時点で上記調査の実施方法、調査内容を大きく変更する予定はない。

また、令和5年3月頃までに第9期計画作成に向けた各種調査結果の施策反映の例や集計・分析するための支援ツールを提供する予定である。